



少なくとも**2週間**に**1度**は 必ず**物件の状況確認**を



**「消し忘れ」等故意が無くても
おとり広告になってしまいます！
注意してください！！**

「ポータルサイト」だけでなく「自社のホームページ」等の
全ての広告において適用されます

「おとり広告」を発生させる事例

- ◆ ネットなどに掲載している物件の成約状況を確認せずに長期間にわたり掲載し続けること。
- ◆ 自社の管理能力を超えた多数の物件を掲載すること。

違反した場合

各ポータルサイトへの広告掲載を
原則として**1か月以上の掲載停止**
等の処分が下る場合もあります。



- ・ 2020年度は**17社**が**掲載停止**になりました。
- ・ 2017年1月の施策が開始されてから
総数**171社**が**掲載停止**となりました。

